

安全設備の搭載義務化の方向性(案)

～非常用位置等発信装置～

番号	ご意見等	国土交通省の考え
1	<p>海上保安庁が航行支援システムを運用する上で、多くの遊漁船がAISを輻輳海域で作動させることは問題にならないか。</p>	<p>簡易型AISの設置を義務付けても問題にならない(輻輳海域での航路管制に必要な情報の欠損は生じない)ことを海上保安庁に確認しています。</p>
2	<p>非常用位置等発信装置の「自船の位置情報を海上保安庁へ自動で直接送信」という点について、海上保安庁は全ての航行区域の信号を受信できるという理解でよいか。</p>	<p>我が国沿岸域のAIS情報は、海上保安庁において確認が可能となっています。</p>

運輸安全委員会に指摘された課題

- 本船には、位置を特定する情報発信機器が備えられていなかったが、小型旅客船においても、同機器を設備することにより、早期に発見されることが期待できるものと考えられる。また、小型旅客船においても、遭難した際、救助機関等による一刻も早い発見に繋がるよう、EPIRB等の位置情報発信機器を搭載することが望ましい。(最終報告書(令和5年9月7日))

対策の方向性

- 外洋を航行する船舶に適切な位置等発信装置の設置を義務付け、万が一事故が発生した際に、海上保安庁による一刻も早い発見に繋げる。
 - 自船の位置情報を海上保安庁へ自動で直接送信することができるAISまたはEPIRBの搭載を求める。
 - 平水区域は波が穏やかであり事故が発生したとしても事故現場から流される可能性が低いことから、外洋を航行する船舶を対象とする。

AIS (Automatic Identification System : 船舶自動識別装置) (簡易型AISを含む)



出典：古野電気株式会社

- 自船位置、速力等の情報を発信。
- 受信機を設置することにより、陸上の事務所等においても、AIS情報を確認可能。
- 我が国沿岸域のAIS情報は、海上保安庁において確認が可能。

EPIRB (Emergency Position Indicating Radio Beacon : 極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)



出典：日本無線株式会社HP

- 遭難信号・位置を捜索救助機関・付近の航空機に送信。

一般旅客船への適用(非常用位置等発信装置)

一般旅客船への適用

➤ 令和6年4月以降に適用。

対象船舶

➤ 限定沿海以遠を航行する以下のいずれかに該当する船舶

- ① 一般旅客船(旅客定員13人以上)
- ② 一般旅客船(旅客定員12人以下)

旅客数 航行区域	① 一般旅客船 (旅客定員13人以上)			② 一般旅客船 (旅客定員12人以下)		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
平水			-			-
限定沿海 (2時間限定沿海及び沿岸5マイル、瀬戸内)	※1			※1		
沿海	GMDSSにより措置済				GMDSSにより措置済	

※1 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務

：対象船舶

適用日

- ① 一般旅客船(旅客定員13人以上)：令和6年4月1日※
- ② 一般旅客船(旅客定員12人以下)：令和7年4月1日※

※ 現存船は適用日以降の最初の**定期検査**までの**経過措置あり**

対象設備

○AIS(簡易型(Class-B)を含む)


又は

○EPIRB(AIS-SART機能を有し、位置情報精度が向上した新型であって位置情報を自動で発信できるもの(自動浮揚型)に限る)

遊漁船への適用案(非常用位置等発信装置)

遊漁船への適用案

- 万が一の際に海上保安庁に船舶の位置情報を提供し、速やかな救助を求めることは、一般旅客船か遊漁船かに関わらず、安全の航行のために必要であり、非常用位置等発信装置の設置は有効である。
- 遊漁船の業務実態により、非常用位置等発信装置の設置を要しない条件を定めることは適当ではない。

 遊漁船にも一般旅客船と同様に、航行区域に応じ、非常用位置等発信装置搭載の義務を適用する。
適用日については、別途検討する。

<参考> 遊漁船業の実態

- 漁船と兼業している遊漁船はAISを搭載しているケースが増えてきている。

(参考) 日本漁船保険組合において、AISを搭載した漁船については漁船保険料の一部助成を行っている。